

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

[所管省庁名:国土交通省]

【独立行政法人名】 独立行政法人航海訓練所	
1. 根拠法令	独立行政法人航海訓練所法(平成11年法律第213号)
2. 従事者数	役員 5名 (理事長、理事2名、監事2名(常勤1・非常勤1)) 常勤職員459名
3. 予算額	運営費交付金 6,894百万円(平成17年度)
4. 事務・事業の内容	<p>航海訓練所は、商船系大学等の学生等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を修得させることを目的とし、複数の練習船を一括して管理・運用することにより、航海訓練の業務の効率化を図っている。(別紙P1、2参照)</p> <p>(1)航海訓練</p> <p>①商船系大学及び商船高等専門学校等の学生に対し、3級海技士養成のための12ヶ月の航海訓練を行う。</p> <p>②独立行政法人海技大学校の学生に対し、3級海技士養成のための9ヶ月の航海訓練を行う。</p> <p>③独立行政法人海員学校の学生・生徒等に対し、4級海技士養成のための9ヶ月の航海訓練を行う。</p> <p>④ODAによる開発途上国船員養成事業の対象者として受け入れる研修生に対し、3ヶ月の航海訓練を行う。</p> <p>(2)研究 練習船を用いた教育に関する研究及び船舶の運航に関する研究</p>
5. 民間開放の状況	<p>今年度海技大学校に、海運会社に雇用されている者(内定者を含む)であって、船員教育機関以外の大学等の卒業者を対象とした3級海技士の船舶職員養成施設である「海技士科3級海技士専攻科」を設置した。</p> <p>この課程では、12ヶ月の乗船実習のうち6ヶ月については、入学生を雇用している海運会社の自社船において行うことができるとし、航海訓練所の業務の一部を民間開放したものである。</p>
6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響	<p>航海訓練所の訓練業務の実施体制を整備するには、非常に長期の期間を要するため、代替機能を確保することが極めて困難である。実際、航海訓練所と同様の業務を提供している民間企業は存在せず、仮に民間企業に航海訓練所の業務を全般的に代替したとしても、経営上の問題等により撤退する可能性は否定できない。したがって航海訓練所を廃止した場合、海技士育成のための訓練業務が全く行われなくなり、海技士育成に重大な支障を来す可能性が高い。(別紙P3参照)</p>
7. 更なる民間開放についての見解	<p>練習船で行っている海事英語訓練に特化したアシスタント・アドバイザー制度の民間開放を推進する方向で検討中。</p> <p>※アシスタント・アドバイザー制度とは、練習船における海事英語訓練に対するアドバイスを得ること及び船内生活を通じて異文化の理解並びに日常英会話力の向上を目的としてネイティブ・スピーカーでかつ、海事に関する知識を備えた者をアシスタント・アドバイザーとして練習船に招聘する制度である。</p>

※別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名:国土交通省〕

【独立行政法人名】独立行政法人航海訓練所

8. 個別の質問項目

①平成16年度の活動実績と今年度の予定について、各業務内容ごとに、詳しくご教示願いたい。

別紙P4、5参照

②昨年度の「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、日本人船員の育成に関しては、①「3独立行政法人で行われている英語等のカリキュラムについては、民間開放を推進する」、②「また、個別的・実践的な実務訓練を充実するとともに、海運業界のニーズが直接反映されるよう、航海訓練所の実技訓練科目については、一般商船におけるOJTを活用する。」、③「さらにこれらの法人については、教育と訓練という2つに再編成する等、その業務の効率化を検討する」ことについて、平成17年度中に検討・結論を得ることとされているが、現在の状況について、ご教示いただきたい。

①英語等のカリキュラムについて

練習船で行っている海事英語訓練に特化したアシスタント・アドバイザー制度の民間開放を推進する方向で検討中。

②航海訓練所の実技訓練科目について、一般商船におけるOJTの活用について

今年度海技大学校に設置された「海技士科3級海技士専攻科」における12ヶ月の乗船実習のうち6ヶ月については、入学生を雇用している海運会社の自社船において行うことができるとし、航海訓練所の業務の一部を民間開放したものである。

③教育と訓練という2つに再編成する等、その業務の効率化の検討について

国土交通省所管の船員教育訓練関係3独法のうち、教育部門を担う海技大学校と海員学校を統合することによる教育と訓練の2分野への再編や統合後の法人と航海訓練所の役職員の身分の非公務員化を来年度から実施するとともに、これら法人について規模・要員のスリム化を図っていく方向で関係法案等を準備中。

③航海訓練所が行う航海訓練や航海訓練に関する研究等について、民間から提案のあった市場化テストの対象とし、民間委託、民営化等を推進することについて、貴省は否定的な見解を示されているが、その理由について、具体的かつ詳細にご教示いただきたい。

現在航海訓練所が行う業務を民間事業者が行うことは不可能であり、引き続き独立行政法人として実施することが適当である。理由は以下のとおりである。

1. 航海訓練所は、国立の商船系大学、商船高専等の船員教育機関の教育カリキュラムの一環として実施される海技資格の取得に必要な基礎的な訓練を効率的に行うために、これら訓練を一元的に実施することを業務としている。したがって、経団連要望にあるような、商船系大学、商船高専等の教育カリキュラムの枠を超えた民間のOJTとは性質が異なり、このようなことに国費を投入することについての議論が生じる。

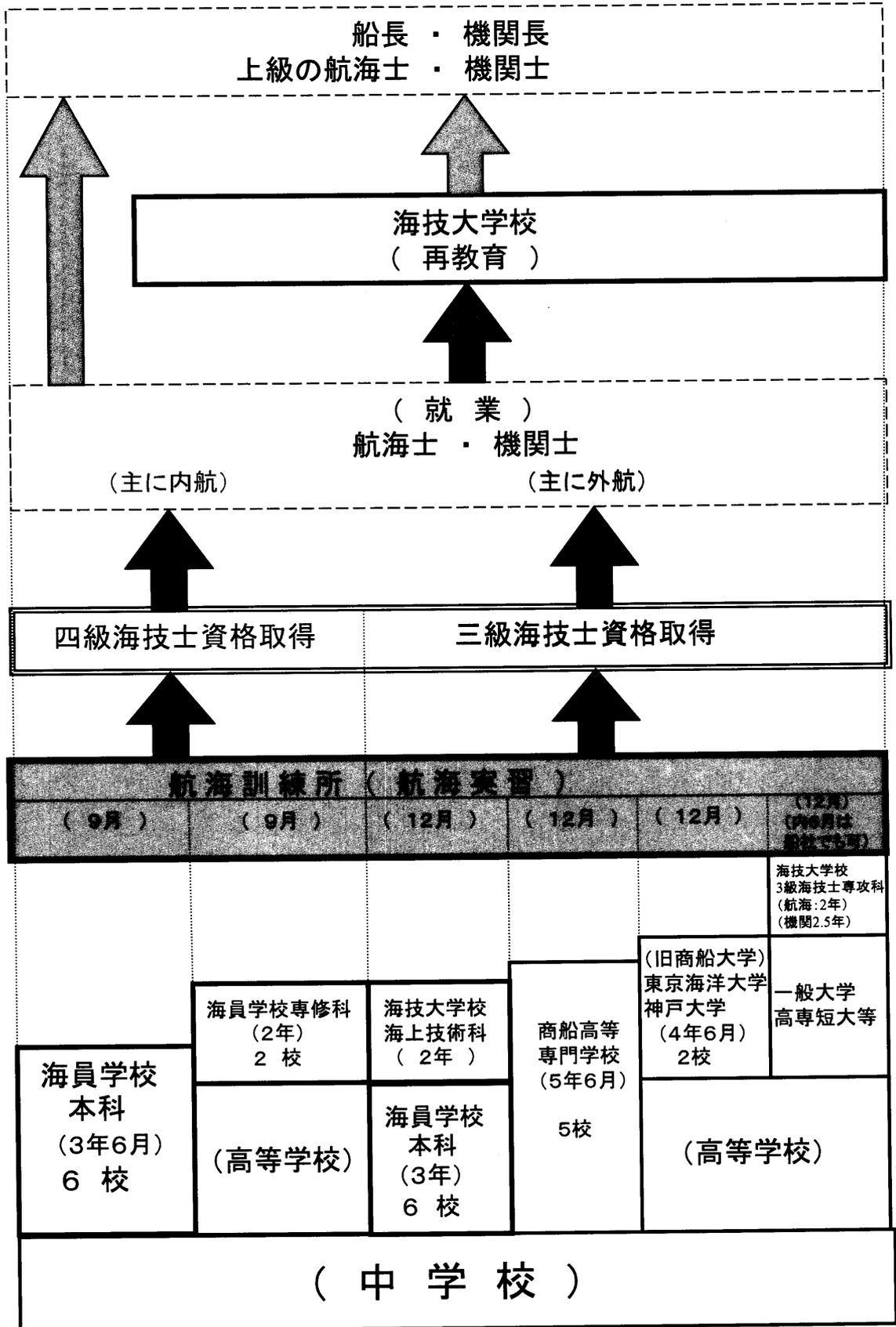
2. 航海訓練業務については、現在民間参入を制限する法的規制は存在せず同様のサービス提供は可能である。にもかかわらず、航海訓練所と同種・同規模の業務が行われていない。加えて、海事産業を支える経験者の不足が議論されている状況からすれば、このような組織体制を新たに整備する民間主体が出てくる現実性は無い。

3. 航海訓練所が提供する訓練は、各船社との中立が確保されなければならないとともに、国立の商船系大学と一体となって実施するものであることから、独立行政法人制度の下で効率化を図りつつ、国の責任において、安定的かつ政策に的確に対応したサービスを提供していくことが適当である。

4. 独立行政法人の見直しの結果、民間等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から役職員の身分を非公務員化する旨閣議決定がなされており、民間の方を役員として受け入れ民間マインドの運営が可能となるため、この方策により成果をあげていくことが最良と考える。

※別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

船員教育機関の現状



海技士の免許と乗船実習の関係

船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく 登録船舶職員養成施設（修了後筆記試験免除）

- <外航船舶職員養成>
大学等（3級海技士） → 座学 + 乗船実習12月
- <内航船舶職員養成>
海員学校等（4級海技士） → 座学 + 乗船実習9月

航海訓練所で一括実施

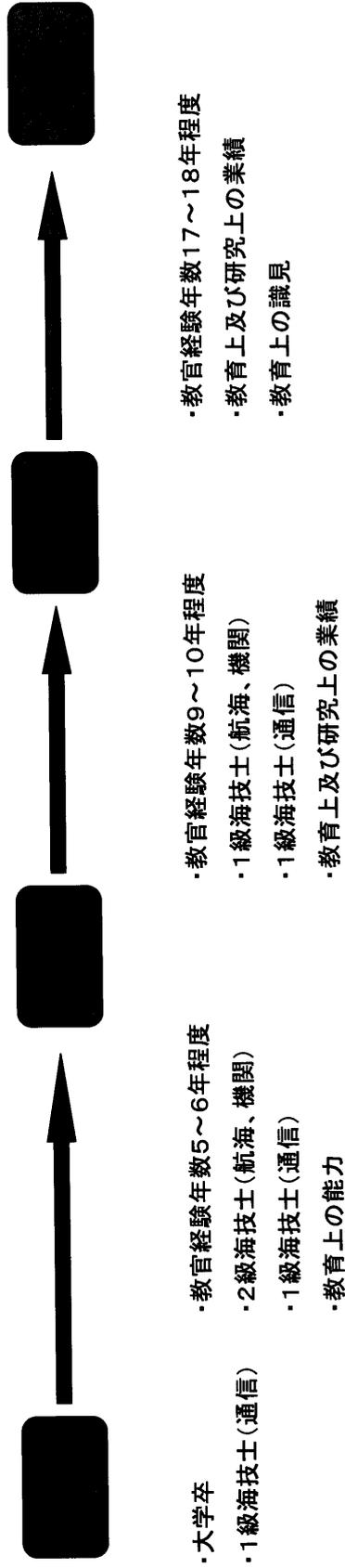
乗船実習内容（基礎訓練）

- ・航行海域の状況調査、航路選定等適切な航海計画の立案
 - ・GPS、レーダ等航海計器の原理・構造と取扱方法の習得
 - ・操舵と主機操縦による船体運動の習得
 - ・航海中の見張り、船位測定及び気象海象観測等 航海当直業務の習得
 - ・主要な狭水道航行による地理的制約下での航法の習得
 - ・船体の保守整備要領の習得
 - ・陸上施設や他の航行船舶との通信連絡の習得
 - ・主機関の原理・構造と取扱方法の習得
 - ・機関の集中監視能力及び遠隔操縦方法の習得
 - ・機関の保守整備要領の習得
 - ・非常時消防設備等の操作方法の習得
- 等

履歴取得者数(平成16年度)

- <3級海技士資格(12月の乗船履歴取得者数)>
航海科 156名
機関科 119名
- <4級海技士資格(9月の乗船履歴取得者数)>
航海機関両用 234名

航海訓練所の教官養成と現状



○教官資格内訳

教授	69	名
助教授	36	名
講師	24	名
助手	100	名
計	229	名
		(うち1級海技士資格者 121名)

航海訓練所 16年度の活動実績・17年度の活動予定

16年度の活動実績

航海訓練

- | | |
|---|------|
| ①商船系大学及び商船高等専門学校に
対する3級海技士養成のための航海訓練 | |
| ○大学 | 810名 |
| ○高等専門学校 | 316名 |
| ②独立行政法人海技大学校の学生に
対する3級海技士養成のための航海訓練 | 24名 |
| ③独立行政法人海員学校の学生・生徒等
に対する4級海技士養成のための航海訓練 | 494名 |
| ④ODAによる開発途上国船員養成事業の対象者
として受け入れた研修生に対する航海訓練 | 40名 |

以上①～④までの航海訓練を実施した学生等の数は1,684名、(6,353人・月)である。

17年度の活動予定

16年度と同規模の対象者に航海訓練を行う。

平成16年度～17年度上半期 実習生配乗表 (学生個人ベース)

			平成16年度									平成17年度上半期									備考
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
大学	4年 実習科	航海												C							1,2,3年次に 各々1月 計3月 乗船実習済み
		機関												E							
高专	5年 6年	航海									A								C		
		機関										C								D	
海員学校	本科 実習科	航海																			
		機関																			
	専修科																				
海技大	航海	航海																			
		機関																			
開発途上国実習生																					

平成16年度 実習生配乗表 (練習船ベース)

練習船	学科	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
A	航海													<ul style="list-style-type: none"> ■ : 大学 □ : 商船高等専門学校 ■ : 海員学校 本科 乗船実習科 □ : 海員学校 専修科 ■ : 海員学校 司ちゆう・事務科 □ : 海技大学校 ■ : 開発途上国実習生
	機関													
B	航海													
	機関													
C	航海													
	機関													
D	航海													
	機関													
E	航海													
	機関													

● 教育カリキュラムとの調整の必要性

OJTの機会を活用した訓練の実施は海技大学校による新3級制度講習で対応済。航海訓練所の業務の守備範囲上、これ以上の拡大は商船系大学等の教育カリキュラムの議論なしには不可能。

● 同様業務の実施主体の存在可能性への疑問

独法の独占ではないにもかかわらず、同種・同規模業務は民間で実施されていないし、海技者供給の現状からみれば現実性に乏しい。

● 撤退による業務継続の問題

仮に参入する民間企業があったとしても、民間が撤退してしまえば教官等の養成に要する時間・コストの関係から業務の継続は不可能。逆に代替がきかない独占的状况になり、交付金等の増額要求等、効率性の低下につながる懸念がある。

● 非公務員化による人事交流

来年度からの非公務員化が閣議決定され法案の準備中。非公務員化によって、民間との人事交流を積極的に行うことがまず必要である。